

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら第32準備書面

(別制度は許されないことについて)

2023(令和5)年11月20日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

目次

第 1	本準備書面の目的	3
第 2	前提となる事実関係に関する認識のあやまり	4
1	法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度は、法律上異性のカップルと同じとならないという認識の誤り	4
2	登録パートナーシップ等から婚姻の平等へ	6
(1)	はじめに	6
(2)	別制度から平等取扱いへ	7
(3)	平等原則違反	11
(4)	まとめ	15
第 3	制度の内容に区別を設けることは憲法上許されない	15
1	制度の内容に区別を設けることについても憲法適合性審査が不可欠である	15
2	別の内容の制度とすることについての立法府の裁量は狭い	16
第 4	段階的な移行は別制度を導入する正当化事由とならないこと	19
1	はじめに	19
2	時代背景が大きく違うこと	20
3	段階的移行論の問題点	23
(1)	差別固定化の危険	23
(2)	是正のための当事者の過重な負担	24
(3)	社会の軋轢	26
(4)	「個人の尊厳」の尊重	28
(5)	まとめ	29
第 5	同じ内容でもあえて別の名称の制度とすることも、法律上同性のカップルの尊厳を害し、許されない	29

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

第 1 本準備書面の目的

すでに提出済みの準備書面で述べたとおり、憲法 24 条 1 項、同 2 項及び憲法 14 条 1 項により、現行の法律婚制度¹の対象を拡大し、法律上同性のカップルに対しても、現行の法律婚制度の享有主体性を認めることが要請される。この点に関し、立法府の裁量は認められない。

ところが、本訴訟の関連訴訟における 5 つの各地裁判決（以下「**本件各地裁判決**」という。）の中には、現行の法律婚制度の享有主体を法律上異性のカップル間のものに限り、法律上同性のカップル間の婚姻を認めていない本件諸規定²が、憲法 24 条 1 項及び同 2 項や憲法 14 条 1 項に違反するとはいえないとする理由として、諸外国の立法例などを根拠に、法律上同性のカップルが家族になるための法制度について、現行の法律婚制度と同じ制度とすること以外にも選択肢があり、どのような制度とするかについては立法府の広い裁量に委ねられることを挙げるものがある。

そこで、以下では、前提となる事実関係に関する認識の誤り（下記第 2）、制度内容に区別を設けることは憲法上許されないこと（下記第 3）、段階的な移行は別制度を導入する正当化事由とはならないこと（下記第 4）、同じ内容の別の名称の制度とすることも憲法上許されないこと（下記第 5）の順で、このような本件各地裁判決の判示は全く誤りであることを述べる³。

¹ なお、本書面において、「**法律婚制度**」とは、婚姻当事者（配偶者）間の関係、親子関係、親族、相続その他の家族に係る制度をいい、「**現行の法律婚制度**」とは、現行の民法及び戸籍法の諸規定に基づく法律婚制度をいう。

² 現行の法律婚制度を規律する民法及び戸籍法の諸規定をいう。

³ なお、本書面におけるいわゆる同性婚や登録パートナーシップ制度などに関する記述は、基本的に、佐久間・同性婚をめぐる諸外国の動向（甲 A 5 6 9）、鳥澤・諸外国の同性パートナーシップ制度（甲 A 5 7 0）I 2 [32 頁から 33 頁]、鳥澤・諸外国の同性婚制度等の動向（甲 A 5 7 1）、藤戸・同性カップルの法的処遇

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

第 2 前提となる事実関係に関する認識のあやまり

本件各地裁判決の中には、法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度に関し、いくつか前提となる事実関係に関する認識に誤りがあるものがあるので、まず、その点について述べる。

1 法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度は、法律上異性のカップルと同じとならないという認識の誤り

本件各地裁判決の中には、法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度は、法律上異性のカップルと同じとならないとの認識を示すものがある。例えば、札幌地裁判決(甲 A 1 7 1)は、「同性間の婚姻や家族に関する制度は、その内容が一義的ではなく、同性間であるがゆえに必然的に異性間の婚姻や家族に関する制度と全く同じ制度とはならない(全く同じ制度にはできない)」(同 3 1 頁)と述べる。しかし、これは、全くの誤りである。

まず、原告ら第 2 9 準備書面で詳述したとおり、現行の法律婚制度の内容は、技術的な手当てをしさえすれば法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用可能である。あえて異なる内容とする理由も存在しない⁴。

をめぐる国内外の動向—2013年8月～2017年12月、同性婚を中心に—(甲 1 0 3)、藤戸・カップル法制の諸構想(甲 A 5 7 2)に基づいている。

⁴ 本件各地裁判決の中には、婚姻制度の目的や自然生殖可能性の有無、次世代育成の保護、嫡出推定規定群の存在、生殖補助医療の利用に関する倫理上、立法上の課題、伝統的な価値観や反対意見の存在といった事情から、法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度を現行の法律婚制度とは異なる制度とすることを許容するものがあるが、これらが根拠足りえないことは、すでに提出済みの各準備書面で述べたとおりである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

いわゆる同性婚を導入し、法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大した国でも、法律上異性間の婚姻と同性間の婚姻とで違いが存在しないか、あっても極めて小さな差異にとどまる⁵。

⁵ 2013年8月1日現在の状況に関し、鳥澤(甲A571)の表1[11頁]を参照。

嫡出推定規定に関し、法律上同性のカップルに対しては適用しない国として、スペイン、ベルギー(佐久間(甲A569)I[139頁]、同II1[140頁])、ルクセンブルク(藤戸(甲103)II1[69頁])がある。もっとも、これらの国では、法律上同性のカップルによる養子縁組が認められている(佐久間・前掲論文のほか、PinkNews(甲A573))。

養子縁組については、当初、法律上同性のカップルに対しては養子縁組の利用が認められていなかったが、その後の改正により認められた国として、ベルギー、ポルトガル、オランダがある(佐久間(甲A569)II1[140頁]、同2[141頁]、同III1[141頁])。

生殖補助医療について、法律上異性のカップル及び法律上女性のカップルには認めるが、法律上男性カップルには認めないとしている国としてスペインがある(佐久間(甲A569)I[139頁])。なお、名古屋地裁判決(甲A457)は、フランスでは法律上同性のカップルに対し生殖補助医療の利用が認められない旨認定しているが、2021年6月に生命倫理法改正案が可決され、現在では、法律上異性のカップルに加え、法律上女性のカップルに対しても、生殖補助医療の利用が認められている(フィガロ・ジャポン記事(甲A574))。いずれの国においても法律上男性のカップルに認められていないのはいわゆる代理懐胎の問題があるからだと推察される。

宗教上の配慮から宗教者が法律上同性のカップルの婚姻の挙式を拒否することを認める国としては、アイルランド(藤戸(甲103)II3[70頁から71頁])、カナダ、ノルウェー、イギリス(佐久間(甲A569)III2[143頁]、同4[145頁]、同12[151頁])などがある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

また、当初、登録パートナーシップ制度⁶や法定同棲・民事連帯契約（以下、「PACS」という。）⁷等（以下、総称して「登録パートナーシップ制度等」という。）を導入したヨーロッパ諸国でも、現在、ほとんどの国において、①登録パートナーシップ制度等を廃止し、法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大するか、②法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大する一方で、登録パートナーシップ制度等を法律上同性か異性かにかかわらず利用な制度として維持するかしており、カップルの家族に関する制度の利用に関し、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルに差がない状態となっている（下記第 2 の 2 参照）。

したがって、法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度は、法律上異性のカップルと同じとならない、同じにはできないとの認識は全くの誤りである。

2 登録パートナーシップ等から婚姻の平等へ

(1) はじめに

さらに、本件各地裁判決の中には、登録パートナーシップ制度等がヨーロッパ諸国で導入されたことを念頭に、法律上同性のカップルに

⁶ 法律上同性のカップルを対象とする家族制度の分類は様々あるが、本書面では、藤戸（甲 A 1 0 3）に従い、婚姻とほとんど同じ法的効果を有するものの、婚姻とは別の制度として整理される諸制度のことを、登録パートナーシップ制度と総称する（同脚注 3 [6 7 頁]）。国によって、シビル・パートナーシップ、シビル・ユニオンなどとも称される。

⁷ 婚姻や登録パートナーシップ制度では、財産法・身分法・社会保障法・税法等の広範にわたる法的な権利及び義務がパッケージになっているのに対し、法定同棲は、一定の同棲関係に対して主に財産法上の法的効果を与える制度、PACS は、当事者の契約によって権利・義務を設定し、公的機関に登録することで、第三者や国に対しカップルであることを対抗することができるようになる制度だとされる（甲 A 1 0 3 [6 8 頁]）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

対し、現行の法律婚制度の享有主体性を認めるほかに、登録パートナーシップ制度等を導入することが考えられるという旨を述べるものがある。

例えば、東京地裁判決（一次）（甲 A 3 2 2）は「同性間において、パートナーと家族になるための法制度をどのように構築するかという点については、原告らが主張するように現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める方法のほか、諸外国で導入されている制度（前記認定事実ア）のように、現行の婚姻制度とは別に同性間でも利用可能な婚姻に類する制度を構築し、そのパートナーには婚姻における配偶者と同様の法的保護を与えることも考えられる。」などと述べる（同 5 2 頁）。

しかし、上記判示は、法律上同性のカップルの法的保護に関する現在の状況は登録パートナーシップ制度等が盛んに導入された 1990 年代や 2000 年代とは大きく異なること（下記第 4 の 2 参照）を踏まえていないし、①当初、法律上同性のカップルに対しいわゆる登録パートナーシップ制度等を導入していたヨーロッパ諸国でも、そのほとんどがいわゆる同性婚を導入し、現在では、カップルの家族に関する制度の利用に関し法律上異性のカップルと法律上同性のカップルの間に差がない状態となっていること、②ドイツやオーストリアのように、登録パートナーシップ制度と婚姻の差について、裁判所が憲法の平等原則条項に違反し、違憲だと判断するなどした事実を看過している点で、不当である。

(2) 別制度から平等取扱いへ

登録パートナーシップ制度は、1989年にデンマークで導入されたことをきっかけに、主として、1990年代、2000年代において、ヨーロッパ諸国を中心に、法律上の同性のカップルの関係を公証し、一定の法的効果を付与する、婚姻とは別の制度として導入され

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

た。登録パートナーシップ制度を導入したヨーロッパ諸国としては、後掲の表 1 の「制度」の列で「登録」と記載された国々がある⁸。

登録パートナーシップ制度の法的効果は国によって異なっていた。例えば、イギリス⁹、スウェーデンやフィンランド¹⁰のように婚姻とほとんど同じ法的効果を認めた国もあれば、ドイツ¹¹やオーストリア¹²のように社会保障、税制上の優遇措置、養子制度、関係の解消方法などで婚姻と異なる制度を導入した国もあった¹³。

しかし、登録パートナーシップ制度と婚姻との間の差異は、訴訟やこれを受けた法改正が重ねられたこと等により、次第に解消され、登録パートナーシップ制度の内容は婚姻に近似していった。後掲表 1 記載の国々においては、イタリアを除き、最終的に、いわゆる同性婚が導入され、法律婚制度の対象が法律上同性のカップルにも拡大されるに至っている。法律婚制度の対象拡大に際して従前の登録パートナーシップ制度を廃止あるいは新規登録停止をした国がほとんどであるが、オランダやイギリスなどのように、法律上同性のカップルだけでなく、法律上異性のカップルも利用可能な制度として現在も存続している国も存在する。

⁸ なお、後掲表の 1 は、本件各地裁判決が登録パートナーシップ制度、法定同棲、PACS を導入したと認定している国をカバーしたものである。ニュージーランドはヨーロッパ諸国ではないが、東京地裁判決一次（甲 A 3 2 2）と名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）が認定していることから表に含めている。

⁹ 鳥澤（甲 A 5 7 0）I 2 [3 2 頁から 3 3 頁]、藤戸（甲 A 5 7 2）I 4 (1)(ii)[3 0 頁から 3 1 頁]。

¹⁰ 鳥澤（甲 A 5 7 0）I 5 [3 6 頁から 3 7 頁]。

¹¹ 鳥澤（甲 A 5 7 0）I 4 [3 5 頁から 3 6 頁]。

¹² 藤戸（甲 A 1 0 3）II 9 [7 7 頁]、甲 A 4 4 7。

¹³ ヨーロッパ諸国における 2 0 1 0 年 2 月現在の状況に関し、鳥澤（甲 A 5 7 0）の表 1 [3 2 頁]、2 0 1 3 年 8 月 1 日現在の状況に関し、鳥澤（甲 A 5 7 1）の表 1 [1 1 頁]をそれぞれ参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

他方、ベルギーでは 1998 年に法定同棲が、フランスでは 1999 年に PACS が導入されたが、ベルギーでは 2003 年に、フランスでは 2013 年に、法律婚制度の対象が法律上同性のカップルにも拡大された。なお、法定同棲と PACS は、現在も、両国において、法律上同性か、異性かを問わず利用可能な制度として存続している¹⁴。

このように、登録パートナーシップ制度等を導入した後掲表 1 記載の国々では、イタリアを除き、①カップルを法的に保護するための制度を法律婚制度のみとし、法律上同性か異性かにかかわらずその利用を認めるパターンか、②法律婚のほかに、登録パートナーシップ制度、法定同棲、PACS など複数の制度を併存させるが、法律上の性別に関係なく、いずれかを当事者の意思により選択できるパターンのいずれかに収められている。

また、イタリアでは、法律上同性のカップルに対して法律婚の利用は認められていないものの、登録パートナーシップ制度 (unioni civili) により、法律上同性カップルに対して相続権も含む婚姻とほとんど同等の権利及び義務が付与されている¹⁵。

¹⁴ ベルギーにつき、鳥澤 (甲 A 5 7 0) の表 1 [32 頁] 参照。フランスにつき、鳥澤 (甲 A 5 7 0) [33 頁から 35 頁]、藤戸 (甲 A 5 7 2) I 4 (3) [33 頁から 35 頁] 参照。

¹⁵ 藤戸 (甲 A 5 7 2) I (4) [35 頁から 36 頁] 参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

表 1¹⁶

国名	同性パートナーシップ				同性婚 制定年
	制度	導入	対象	存続／廃止	
デンマーク ¹⁷	登録	1989 年	同性	廃止	2012 年
ノルウェー ¹⁸	登録	1993 年	同性	廃止	2008 年
アイスランド ¹⁹	登録	1996 年	同性	廃止	2010 年
スウェーデン ²⁰	登録	1994 年	同性	廃止	2009 年
	法定同棲	2003 年	同&異	維持	
オランダ	登録	1998 年	同&異 ²¹	存続	2001 年
ベルギー	法定同棲	1998 年	同&異	存続	2003 年
フランス	PACS	1999 年	同&異	存続	2013 年
フィンランド ²²	登録	2001 年	同性	新規登録停止	2015 年
ドイツ ²³	登録	2001 年	同性	新規登録停止	2017 年
ニュージー ランド ²⁴	登録	2004 年	同&異	存続 ²⁵	2013 年

¹⁶ 鳥澤（甲 A 5 7 0）の表 1 [3 2 頁]、鳥澤（甲 A 5 7 1）の表 1 [1 1 頁]をベースに作成。いわゆる同性婚の導入時期については、これらの表に倣い、施行年ではなく制定年とした。

¹⁷ 鳥澤（甲 A 5 7 1）II 1 [3 頁]。

¹⁸ 鳥澤（甲 A 5 7 0）I 5 [3 7 頁]

¹⁹ 鳥澤（甲 A 5 7 1）II 1 [2 頁]。

²⁰ 鳥澤（甲 A 5 7 0）I 5 [3 6 頁から 3 7 頁]、藤戸（甲 A 1 0 3）I 2 及び 3 [6 8 頁]。

²¹ 法律上同性及び法律上異性の双方が対象であることを意味する。

²² 藤戸（甲 A 1 0 3）II 2 [6 9 頁から 7 0 頁]。

²³ 藤戸（甲 A 1 0 3）II 8 [7 5 頁から 7 7 頁]。

²⁴ 鳥澤（甲 A 5 7 0）III 2 [4 3 頁から 4 4 頁]、鳥澤（甲 A 5 7 1）V [9 頁]。

²⁵ ニュージーランド政府ウェブページ（甲 A 5 7 5）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

イギリス ²⁶	登録	2004 年	同性 → 同&異	存続	2013 年 ²⁷
スイス ²⁸	登録	2004 年	同性	新規登録停止	2022 年
ルクセンブルク ²⁹	登録	2004 年	同&異	存続	2014 年
オーストリア ³⁰	登録	2009 年	同性 → 同&異	存続	2019 年
アイルランド ³¹	登録	2010 年	同性	新規登録停止	2015 年
	法定同棲	2010 年	同&異	存続	
マルタ ³²	登録	2014 年	同&異	存続	2017 年
	法定同棲	2017 年	同&異	存続	
イタリア ³³	登録	2016 年	同性	存続	なし

(3) 平等原則違反

ア 上記別制度から平等取扱いへの移行に関し、裁判所が、法律上異性のカップルを対象とした法律婚制度との差は法の下での平等を定める憲法

²⁶ 藤戸（甲 A 5 7 2）I 4 (1) [2 9 頁から 3 1 頁]。

²⁷ イングランド及びウェールズでの制定年。スコットランドでは 2 0 1 4 年、北アイルランドでは 2 0 1 9 年にいわゆる同性婚を認める法律が成立した（藤戸（甲 A 5 7 2）脚注 3 3 [2 9 頁]）。

²⁸ 藤戸（甲 A 5 7 2）I 1 (3) [2 5 頁から 3 0 頁]。

²⁹ 藤戸（甲 A 1 0 3）II 1 [6 8 頁]。

³⁰ 藤戸（甲 A 1 0 3）II 9 [7 7 頁]、甲 A 4 4 7。

³¹ 藤戸（甲 A 1 0 3）II 3 [7 0 頁から 7 1 頁]。

³² 藤戸（甲 A 1 0 3）II 7 [7 4 頁から 7 8 頁]。

³³ 藤戸（甲 A 5 7 2）I 1 (4) [3 5 頁から 3 6 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

の条項に違反すると判断したことが、大きな要因となった国も存在する。

イ 例えば、ドイツでは、法律上同性のカップルを対象とする、登録パートナーシップ(生活パートナーシップ(Lebenspartnerschaft))が 2001 年に導入された。導入当初は、身分登録法(身分登録所の管轄)、行政法、税法(所得税、贈与・相続税など)、社会保障法、移民法などにおける取扱いにおいて、法律上異性のカップルを対象とした婚姻との違いがあった³⁴。

しかし、ヨーロッパ司法裁判所の 2008 年 4 月 1 日判決(マルコ事件)³⁵を受けて、ドイツ連邦憲法裁判所は、2009 年 7 月 7 日判決において、基本法 3 条 1 項の一般的平等原則と同法 6 条 1 項の婚姻の特別の保護の関係について、「性的指向に基づく区別には、性別に基づく場合と同様に、特に重大な理由を正当化として必要とする」と判例を変更した。この判例変更後、連邦憲法裁判所は、相続税・贈与税、公務員の家族手当、土地取得税の免税、所得税法の合算課税方式の適用について、婚姻と生活パートナーシップの差異が一般平等原則に反して違憲という判断を下していった。

³⁴ このパートで述べられているドイツでの動きについては、渡邊・意見書(甲 A 5 7 6 - 1) 五 2 (2) [8 頁から 9 頁]、同意見書添付文献 1 (甲 A 5 7 6 - 2)、渡邊・ドイツにおける同性カップルの法的処遇・ジュリスト 1 5 7 7 号 7 7 頁以下(甲 A 5 7 7)、藤戸(甲 A 5 7 2) [3 2 頁]、鳥澤(甲 A 5 7 1) II 2 [3 頁から 5 頁]参照。

³⁵ マルコ事件は、男性カップルの一方が他方の死亡後にドイツ劇場年金機構に寡夫年金を請求したが、生活パートナーからの請求は定款で予定されていないとして、年金機構が請求を拒絶した事案である。ヨーロッパ司法裁判所は、夫婦(配偶者)と生活パートナーが比較可能な状況にあることから、性的指向に基づく直接的差別が存在すると判断した(渡邊意見書添付文献 1 (甲 A 5 7 6 - 2) I [1 1 3 頁から 1 1 8 頁]、渡邊(甲 A 5 7 7) I V 2 [7 8 頁])。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

このような流れを受けて、ドイツ連邦政府は、2015年に民法、行政手続法ほか行政法令、民事訴訟法、身分登録法、生活パートナーシップ法など合わせて32の法令において生活パートナーシップを婚姻と同様に扱う改正を行う「生活パートナーの権利の解決法」を制定するに至った。

その後、2017年7月20日に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律」が成立し、いわゆる同性婚が導入され、生活パートナーシップの新規登録は停止されたのは、上記表1のとおりである。

ウ また、オーストリアでは、2009年に登録パートナーシップ法が制定された当時、法律上同性のカップルによる養子縁組の利用が認められていなかったが、2013年2月19日にヨーロッパ人権裁判所で、オーストリアの登録パートナー婚法8条が法律上同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、未婚の異性カップルの場合と比較してヨーロッパ人権条約14条（差別の禁止）に違反するとした判決が出された³⁶。

生殖補助医療の利用の可否についても差が設けられていたが、オーストリア憲法裁判所は、2013年12月10日の判決において、法律上異性のカップルに限定する生殖補助医療法の規定は平等原則に反し違憲であると判断した³⁷。

さらに、オーストリア憲法裁判所は、2017年12月4日の判決において、要旨、以下のような判断を下した³⁸。

³⁶ 鳥澤（甲A571）II2[3頁から5頁]。

³⁷ 渡邊・意見書（甲A576-1）八1（2）[14頁から15頁]

³⁸ 藤戸（甲A103）[77頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

- ◇ 登録パートナーシップ制度は、導入されてから改正を重ねており、近年では共同養子縁組や生殖補助医療の利用を認める等、婚姻との間にはごくわずかな違いを残すのみとなった。
- ◇ しかし、たとえ法的構造が同じであっても、2つの法制度に分かれていることそれ自体が、同性への性的指向を有する者が異性への性的指向を有する者と同じではない、ということを表している。そして、法制度の名称が「婚姻」と「登録パートナーシップ」とに分かれていることから、同性への性的指向を有する者は、性的指向が重要ではない場面又は重要であってはならない場面においても自らの性的指向を明らかにせざるを得なくなり、差別を受けるおそれがある。
- ◇ 以上のことから、異性間関係と同性間関係とを2つの法制度によって区別することは、性的指向等の個人の属性を理由とする差別を禁止する平等原則に違反している。
- ◇ 違憲性を除去するためには、①一般民法典 44 条の「異なる性の」という文言、②登録パートナーシップ法 1 条の「同性カップルの」という文言及び同法 2 条の「同じ性の」という文言並びに同法 5 条 1 項 1 号の規定（異性間では登録パートナーシップは成立しないとする規定）は、削られなければならない、また、それで足りる。登録パートナーシップ法自体が違憲であるわけではない。

上記 2017 年 12 月 4 日の判決を受けて法改正がなされ、オーストリアでは、現在、法律上同性か、異性かにかかわらず、法律婚と登録パートナーシップ制度のいずれかを選択できるようになっている³⁹。

³⁹ 藤戸（甲 A 5 7 2）I 5 (1) [36 頁から 37 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

エ ドイツやオーストリアの状況は、法律上異性のカップルを対象とした婚姻と、法律上同性のカップルを対象とした登録パートナーシップの間で効果の差異を設けても、その差異を個々に平等扱いの観点から検討していくと平等原則違反となり維持できないことを如実に示している。

(4) まとめ

以上のとおり、当初、法律上同性のカップルに対しいわゆる登録パートナーシップ制度等を導入していたヨーロッパ諸国でも、そのほとんどがいわゆる同性婚を導入し、現在では、カップルの家族に関する制度に関し法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間に差がない状態となっている。また、ドイツやオーストリアのように、登録パートナーシップと婚姻の差について、裁判所が平等原則違反し、違憲だと判断した国も存在する。

本訴訟の判決に当たっては、これらの事実が踏まえられなければならない。

第 3 制度の内容に区別を設けることは憲法上許されない

1 制度の内容に区別を設けることについても憲法適合性審査が不可欠である

本件各地裁判決の中には、法律上同性のカップルにも現行の法律婚制度の享有主体性を認めるか、それ以外の婚姻類似の制度を用意するかに関する立法府の裁量は非常に広いかにように判示し、制度の内容に区別を設けることの憲法適合性を全く行わなかったものがある。

例えば、東京地裁判決（一次）（甲 A 3 2 2）は「そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

婚姻を含める方法に限られない（現行の婚姻制度とは一部異なる制度を同性間の人的結合関係へ適用する制度とする方法や、同性間でも利用可能な婚姻に類する制度を別途構築する方法を採ること等も可能である。）」などと述べ（同 5 2 頁から 5 3 頁）、制度の内容に区別を設けることについての憲法適合性審査を全く行わなかった。

しかし、憲法 2 4 条 2 項が、婚姻及び家族に関する事項に関して、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と明記し、憲法 1 4 条 1 項は、法の下での平等を定めているのであるから、制度の有無だけでなく、法律上同性のカップルが家族となる制度の内容についても、憲法の基本原理である「個人の尊重」、「個人の尊厳」、「法の下での平等」の観点からの憲法上の制約があり、立法府はこれらに反する内容の制度とすることができない（再婚禁止期間に関する最大判平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日民集第 6 9 卷 8 号 2 4 2 7 頁参照）。

したがって、法律上同性のカップルが家族となるための制度の有無だけでなく、制度の内容に区別を設けることについても、憲法 2 4 条 1 項、2 項と憲法 1 4 条 1 項に適合するかどうかの審査が不可欠である。

2 別の内容の制度とすることについての立法府の裁量は狭い

本件各地裁判決の中には、東京地裁判決（一次）（甲 A 3 2 2）のように、同じ制度とするか別制度とするかの選択について立法府の裁量は広いと考えているように見受けられるものがあるが、これも誤りである。

まず、本訴訟で原告らが主として主張しているのは、白紙の状態から法律上同性のカップルが家族となる制度を構築せよということではなく、既に存在する現行の法律婚制度の享有主体性を法律上同性のカップルに認めていないことが、憲法 2 4 条 1 項及び 2 項と憲法 1 4 条

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

1 項に違反するということである。そこで問われているのは、上記のような区別取り扱いが「個人の尊重」、「個人の尊厳」、「法の下での平等」という憲法の基本原理に違反するということであって、白紙の状態から制度の構築を要求し、当該制度の不構築の違憲性が問題となっている場合と比較して、当然、立法府の裁量は狭い。

さらに、仮に、法律上同性のカップルが家族となるための制度として、現行の法律婚制度と異なる内容の別制度を導入した場合、その内容は現行の法律婚制度と比較して劣った内容のものとならざるを得ないが⁴⁰、性自認・性的指向や性別という本人がコントロールすることができない事由により、そのような差が設けられることになる。これは、法律上同性のカップル（とその子）に対し、二級市民であり、劣った存在であるというレッテルを張り、その「個人の尊厳」が損なわれることにつながる。

これらのことを考慮すると、やむを得ない事由がない限り、現行の法律婚制度と異なる内容の制度や別の制度とすることはできないと解すべきである。

3 異なる内容の制度とすることについてやむを得ない事由の不存在

そして、既に提出済みの準備書面でも述べたとおり、法律上同性のカップルは、法律上異性のカップルと同様、婚姻の本質を満たす関係を築くことができ、法律上同性のカップルにとっても、個人の幸福追求の上で、国家その他の第三者から妨害されずに、望む相手と婚姻しうること、婚姻により形成される家族が、法的に安定した共同生活を

⁴⁰ 渡邊・意見書（甲 A 5 7 6 - 1）三 3 [3 頁から 4 頁] は、法律上同性のカップルを対象とした登録パートナーシップ制度の効果が現行の法律婚制度と同等またはそれ以下となることはあっても、現行の法律婚制度より有利になることは、逆に法律上異性のカップルに対する差別となり、ありえない旨を述べる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

営むことができることを保障することが極めて重要である⁴¹。国際人権法上も、法律上同性のカップルに対し法律婚へのアクセスが求められるという見解が有力となっており、現に、自由権規約の締約国である日本は、自由権規約委員会から、自由権規約上の義務として法律上同性のカップルに対し法律婚へのアクセスを認めるよう勧告されている⁴²。

また、子を産み、育てることは婚姻制度の目的ではないが、子を産み育てることを選択した場合、法律上同性のカップルも、法律上異性のカップルと同様、子を産み育て、家族として共同生活を送りながら、次の世代につないでいくという社会にとって重要かつ不可欠な役割を果たすことができるし、実際に果たしてきた⁴³。

原告ら第 29 準備書面で詳述したとおり、現行の法律婚制度の内容は、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用可能であり、嫡出推定規定群や、生殖補助医療の利用なども含め、あえて異なる内容とする理由も存在しない。伝統的な価値観や反対意見の存在といった事情は法律上同性のカップルに対して現行の法律婚制度の享有主体性を認めない根拠足りえない⁴⁴。

さらに、日本におけるトランスジェンダー、同性愛者その他の性的少数者の人口規模は 2015 年及び 2016 年に行われた各種調査によれば 4.9% から 7.6% であり⁴⁵、単純に人口比で計算しても、現

⁴¹ 訴状第 8 の 2 [85 頁から 112 頁]、原告ら第 18 準備書面から原告ら第 25 準備書面など。

⁴² 原告ら第 10 準備書面第 4 の 2 [14 頁から 20 頁]、原告ら第 28 準備書面第 3 の 4 [14 頁から 17 頁]。

⁴³ 原告ら第 2 準備書面第 4 [45 頁から 54 頁]、原告ら第 13 準備書面第 2 [3 頁から 17 頁]、同第 3 [17 頁から 21 頁] 参照。

⁴⁴ 原告ら第 17 準備書面第 10 の 6 [51 頁から 53 頁]。

⁴⁵ 中西・LGBT の現状と課題 (甲 A 578) 2(2) [5 頁から 6 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

在でも少なくとも約 600 万人から約 940 万人規模の性的少数者が日々生活している⁴⁶。つまり、少なくない人口の法律上同性のカップル（とその子）が本件諸規定により法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排除されていることによりもたらされる不利益による影響を受けているのである。そして、そのような不利益を受けている状態は、現行憲法が施行された 1947 年 5 月 3 日から換算すると実に 75 年以上という極めて長期間にわたって継続している。このように、本件諸規定が法律上同性のカップルの現行の法律婚制度の享有主体性を否定することが、法律上同性のカップル（とその子）の人格的生存に及ぼす影響は深刻かつ、甚大なものである⁴⁷。

以上のような事情を踏まえれば、現行の法律婚制度と異なる内容の制度や別の制度とすることにやむを得ない事情は認められず、法律上同性のカップルに対し、現行の法律婚制度の享有主体性を認めないことは、憲法 24 条 1 項及び 2 項並びに憲法 14 条 1 項に違反する。

第 4 段階的な移行は別制度を導入する正当化事由とならないこと

1 はじめに

本件各地裁判決の中には、欧米で法律上同性のカップルを対象とする登録パートナーシップが先行して導入された例などを参考に、婚姻類似の制度から現行の法律婚制度への段階的な移行を許容するものもある。

例えば、名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）は、「仮に法律により何らかの特別の規律が設けられた場合においても、その後の実績に応じるなどして、時の経過とともに社会情勢は変化し、同性カップルを含む国

⁴⁶ 総務省統計局の資料によれば、2023 年 10 月 1 日現在の日本の総人口の概算値は 1 億 2 4 3 4 万人である（甲 A 5 7 9）。

⁴⁷ 名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）も同様の事実認定を行う（同 4 6 頁）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

民全体の意識も変動していくものと推測でき、一旦成立した法律を唯一絶対のものとする必然はなく、不断の検証を経るべきものであって、将来的な改正も視野に入れて検討されてよいはずである。」などと述べる (同 35 頁から 36 頁)。

しかし、現在の日本の置かれた状況を考慮すれば段階的移行をする理由はないし (下記 2)、段階的移行は差別の固定化につながるなどの問題があり (下記 3)、法律上同性のカップルが家族となるための制度に関し、現行の法律婚制度と別の制度を導入することの正当化事由とはなりえない。

2 時代背景が大きく違うこと

(1) まず、上記名古屋地裁判決 (甲 A 457) の判示は、諸外国で登録パートナーシップ制度等が導入された時期の時代背景と、現在の時代背景が大きく異なることを正しく踏まえていない。

(2) 欧米で登録パートナーシップ制度等の導入が盛んとなったのは、1990年代から2000年代である。この時期に登録パートナーシップ制度等の導入をしたヨーロッパ諸国については、前掲表 1 参照のとおりである。アメリカ合衆国における導入例として、バーモント州 (2000年)、コネティカット州 (2005年)、ニュージャージー州 (2006年) などがある⁴⁸。

しかし、これらの国や州において1990年代から2000年代に登録パートナーシップ制度等が導入された際、法律上同性のカップルの保護に関し、婚姻か登録パートナーシップかの選択が行われたのではなく、登録パートナーシップしか選択肢がなかった。

⁴⁸ 鳥澤 (甲 A 570) 表 2 [39頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

例えば、1980年代から1990年代のヨーロッパ人権裁判所の判例は、法律上同性のカップルの婚姻を認めないことがヨーロッパ人権条約12条⁴⁹に違反しないと判断していた。オランダ最高裁の1990年10月19日判決も、ドイツの連邦憲法裁判所1993年10月4日決定も、法律上同性のカップルに対する婚姻の保障の主張を認めなかった。このように、1990年代は法律上同性のカップルの婚姻が権利として認められるのか見通しがつかないという状況において法律上同性のカップルの法的保護を認めていくしかなかった。

2001年にオランダでいわゆる同性婚が導入されたことで、立法の選択肢は登録パートナーシップのみではなくなったが、2005年までにいわゆる同性婚を導入した国や地域は、オランダ、ベルギー、カナダ、スペイン、アメリカ合衆国マサチューセッツ州にすぎず、2000年代において、いわゆる同性婚は一般的なものとまではいえなかった。このような状況で、登録パートナーシップ制度を導入していた国にとってすら、まだ数カ国しか採用していないいわゆる同性婚の導入へと踏み込むには大きな決断が必要であった⁵⁰。

(3) 他方、法律上同性のカップルの法的保護に関する現在の状況は、1990年代や2000年代から大きく変わった。

例えば、本書面提出日現在、36の国・地域において法律上同性カップルの婚姻の法制化が実現され、うち35か国で施行済みであり⁵¹、法律上同性のカップルの婚姻の法制化の潮流は揺るぎないものとなっ

⁴⁹ ヨーロッパ人権条約12条は、「婚姻することができる年齢の男女は、権利の行使を規制する国内法に従って婚姻しかつ家族を形成する権利を有する。」と定める(甲A459)。

⁵⁰ 渡邊・意見書(甲A576-1)四[4頁から6頁]

⁵¹ 甲A447。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

ている。G 7 構成国で法律上同性のカップルの婚姻を法制化していないのは、イタリアと日本だけである。ただし、前述のとおり、イタリアは婚姻とほぼ同等の内容の登録パートナーシップを導入済みである(上記第 2 の 2 (2)参照)。

また、法律上同性のカップルの家族としての法的保護について、国際人権法上、2000年代には事実婚としての保護の保障しかなかったが、2010年代に家族としての保護の保障という規範が確立した。さらに、法律婚へのアクセスの保障が有力な考えとなり、2022年11月、自由権規約委員会は、日本に対し、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスは自由権規約 2 条及び 26 条に基づく自由権規約上の権利と位置付けたうえで、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを明示的に勧告した⁵²。

日本国内においても、性的指向及び性自認の尊重は人権問題であるとの理解が進み、主に2000年代から、性的指向及び性自認に基づく人権侵害を防止する施策が様々に講じられるようになった。その流れの中で、多くの地方自治体において法律上同性のカップルの関係を証明するいわゆるパートナーシップ証明制度や、子どもとの関係も含めて証明するファミリーシップ制度の導入が進んでいる。国民の中でも、法律上同性のカップルの婚姻に係る制度の導入に賛成する者が多数を占めるようになり、法律上同性のカップルを法律上異性のカップルと等しく婚姻により保護すべきであるという意識は高まり続けている⁵³。

⁵² 甲 A 4 2 7、甲 A 4 2 8・パラグラフ 10、11。原告ら第 28 準備書面第 3 [8 頁から 17 頁] も参照。

⁵³ 訴状第 8 の 2 (1) ウ [87 頁から 99 頁]、同 (3) [105 頁から 112 頁]、原告ら第 30 準備書面。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

(4) さらに、法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度に基づく婚姻を認めたととしても、それにより侵害される既存利益は具体的に観念できない。このことは、名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）も、「同性カップルが国の制度によって公証されたとしても、国民が被る具体的な不利益は想定し難い。」（同 4 7 頁）と述べるところである。

婚姻に対する「伝統的価値観」を挙げるかもしれないが、このような伝統的価値観を優先する理由のないことは、原告ら第 1 7 準備書面第 1 0 の 6 [5 1 頁から 5 3 頁] などでも述べたとおりである。

また、法律上同性のカップルに現行の法律婚制度に基づく婚姻を認めることで、古くから続いた婚姻による男女の営みが失われることはなく、婚姻に対する伝統的価値観と法律上同性のカップルへの現行の法律婚制度に基づく婚姻の開放は両立しうる⁵⁴。名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）も「同性カップルを国の制度として公証したとしても、そのような伝統的家族観を直ちに否定することにはならず、共存する道を探ることはできるはずである。」（同 4 7 頁）と指摘する。

(5) このような現在の状況に照らせば、日本において段階的移行を図る必要性は見出しがたいと言わざるをえない⁵⁵。

3 段階的移行論の問題点

(1) 差別固定化の危険

他方、段階的移行には様々な問題がある。まず、差別の固定化の危険がある⁵⁶。

⁵⁴ 渡邊・意見書（甲 A 5 7 6 - 1）七 3 [1 2 頁]。

⁵⁵ 原告ら第 1 7 準備書面第 1 0 の 4 [4 8 頁から 5 0 頁]。

⁵⁶ 原告ら第 1 7 準備書面第 1 0 の 1 [4 0 頁から 4 2 頁]、同 3 [4 3 頁から 4 8 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

すなわち、段階的な移行を選択して、現行の法律婚制度と異なる内容の別制度を導入した場合、その内容は現行の法律婚制度と比較して劣った内容のものとならざるを得ず⁵⁷、一定期間、法律上同性のカップルは、現行の法律婚制度よりも劣った制度の利用を強いられることとなる。これは、差別の状態を制度化することであるから、差別の固定化につながる⁵⁸。

しかも、その後、現行法律婚制度の対象が法律上同性のカップルに対しても本当に拡大されるかは、その時々々の政治状況に大きく左右され、保証の限りではない。移行期間と称する期間がどのぐらい続くのかはまったくの未知であり、実質的に期限なしに差別の固定化は続くことになる。

また、たとえ将来的に現行の法律婚制度に基づく婚姻が法律上同性のカップルに対して拡大されたとしても、その前に別制度が導入されたことによる差別意識の悪影響は無視できない。

(2) 是正のための当事者の過重な負担

さらに、段階的な移行を選択して「別制度」の導入を採用したうえで将来の改正を視野に入れて不断の検証を行うとしても、すぐに法改正により不利益が是正されるとは限らず、是正のための負担を法律上同性のカップルらが負わざるを得ないこととなることが容易に予想される。

⁵⁷ 渡邊・意見書(甲 A 5 7 6 - 1) 三 3 [3 頁から 4 頁] は、法律上同性のカップルを対象とした登録パートナーシップ制度の効果が現行の法律婚制度と同等またはそれ以下となることはあっても、現行の法律婚制度より有利になることは、逆に法律上異性のカップルに対する差別となり、ありえない旨を述べる。

⁵⁸ 渡邊・意見書(甲 A 5 7 6 - 1) 七 1 [1 2 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

実際、ドイツやオーストリアでは、登録パートナーシップ制度と婚姻との間の様々な格差を是正するために、法律上同性のカップルらは裁判所による違憲判決を複数獲得しなければならなかった（上記第 2 の 2 (3) 参照）。

これまでの政治状況⁵⁹に鑑みれば、日本においても、現行の法律婚制度に基づく婚姻との間の差異を是正していくために、再び、訴訟を通して平等を実現していかなければならない状況となり、そのために法律上同性のカップルが膨大な労力とコストを負担しなければならない状況に置かれる可能性が高い⁶⁰。

しかし、これは極めて不当なことと言わざるを得ない。ドイツやオーストリアで登録パートナーシップ制度と婚姻との間の様々な格差が平等原則に違反し違憲であると判断されたことが示すように、法律上同性のカップルに対して現行の法律婚制度とは異なる制度を作ったとしても、現行の法律婚制度との差異が憲法 24 条の解釈原理である「個人の尊重」、「個人の尊厳」や憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」に反し、憲法上許容されないことは、名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）のいう「不断の検証」を経る前から明らかである。また、「累計的には膨大な数になる同性カップル」が「70 年以上」の長期間にわたって法律上の家族として保護される枠組みすら与えられず、重大な人格的利益の享受を妨げられてきた⁶¹。これらの事情を考慮すれば、法律上同

⁵⁹ 原告ら第 6 準備書面第 4 [9 頁から 43 頁]、原告ら第 11 準備書面第 3 [22 頁から 29 頁]、原告ら第 31 準備書面参照。

⁶⁰ 訴訟による解決に膨大な労力とコストがかかることについては、本訴訟とその関連訴訟において膨大な労量とコストがかけられていることから裏付けられる。

⁶¹ この点は、名古屋地裁判決（甲 A 4 5 7）（46 頁、48 頁）も指摘するところである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

性のカップルに対しその是正のための負担を負わせ、そのような膨大な労力とコストをかけさせることは、許されない⁶²。

(3) 社会の軋轢

段階的移行でない場合と比較して、段階的な移行の方が社会の軋轢を増し、それにより法律上同性のカップルら性的少数者の尊厳が損なわれる事態がより多く発生する可能性もある。

例えば、渡邊教授は、いわゆる同性婚の導入を直ちに導入する場合は、社会の軋轢は 1 回で済むのに対し、登録パートナーシップ制度からいわゆる同性婚へという段階的移行は、少なくとも社会の軋轢を 1 回から 2 回に増やす働きをすると指摘する⁶³。

また、社会の軋轢が繰り返し生じ、その結果、性的少数者の尊厳が損なわれる事態が繰り返される可能性が高いことについては、2023年6月に制定されたいわゆる「LGBT理解増進法」⁶⁴の成立を巡って発生した様々な言動や騒動などからも裏付けられる。

たとえば、LGBT理解増進法案の審議の過程の中で、自由民主党の宮沢議員からは「行き過ぎた人権の主張、もしくは性的マジョリティー（多数派）に対する人権侵害、これだけは阻止していかないといけない」との発言がなされたことは記憶に新しい⁶⁵。またそれ以前の2021年5月の法案審議の際には、築衆議院議員が「生物学上の種の保存に反する」という発言を行った⁶⁶。

⁶² 渡邊・意見書（甲A576-1）七2 [12頁]

⁶³ 渡邊・意見書（甲A576-1）七4 [12頁から13頁]

⁶⁴ 正式名称は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）。

⁶⁵ 甲A567。

⁶⁶ 甲A520。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

そのほかにも、折に触れ、政治家たちから、下記表 2 のような目を覆うような発言がこれまで繰り返されている。

段階的な移行を行う際、社会の軋轢を増やすということは、このような差別や偏見に複数回さらされるということであり、法律上同性のカップラ性的少数者が受ける不利益は決して軽微なものではない。

表 2

日付	発言者	発言内容
2015 年 11 月 29 日	鶴指海老名 市議(自民)	最近のマスコミの報道は倫理観に欠けている、(中略)一例が同性愛とやらだ!生物の根底を変える異常動物だということをしっかり考えろ!(以下、略) ⁶⁷
2018 年 8 月 18 日	杉田衆議院 議員(自民)	彼ら彼女ら〔LGBTのカップル〕は子供を作らない、つまり「生産性」がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうかと公刊物上で発言 ⁶⁸ ※ なお、その後、同議員は取材において「発言に対する信念を貫きたいと思う一方で、内閣の一員として迷惑をかけるわけにはいかない」として総務政務官を辞任しており、自らの発言に対する偏見を是正することはないことを自認している ⁶⁹ 。
2022 年 9 月	渡辺愛知県 議(自民)	Facebook 上で「同性結婚なんて気持ち悪い事は大反対!」とコメント ⁷⁰ 。
2023 年 1 月 24 日	渡辺愛知県 議(自民)	Facebook 上で「同性婚が気持ち悪いと言って何がいけないんですか」「まともな人が思うこ

⁶⁷ 甲 A 2 2 7 [資料 3]。

⁶⁸ 甲 A 2 2 7 [資料 6]。

⁶⁹ 朝日新聞デジタル記事(甲 A 5 8 0)。

⁷⁰ 読売新聞オンライン記事(甲 A 5 8 1)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

		とをありのままに投稿しただけ」とコメント ⁷¹ 。
2023 年 2 月 3 日	荒井首相秘書官	(2023 年 2 月 1 日に岸田総理大臣が、野党議員から同性婚に関して質問を求められ「(同性婚を認めたら、) 家族観や価値観、社会が変わってしまう」と答弁したことに、記者に説明を求められ、説明するなかで) 荒井首相秘書官は、「隣に住んでいたら嫌だ。見るのも嫌だ」と発言した。同性婚の法制化についても、「(首相) 秘書官はみんな嫌だと言っている。認めたら、日本を捨てる人も出てくる」と発言 ⁷² 。

(4) 「個人の尊厳」の尊重

また、そもそも段階的移行論というのは、多数派にとって都合のよい理論である。すなわち、突然の制度変更を行うことは多数派にとって唐突な変化と受け止められるものであるから、慎重に段階的な変化により多数派になるべく負担をかけるべきでないという意図が隠れている。

しかし、法律上同性のカップルら性的少数者が人格的生存に対する重大な脅威・障害を受けているのに、その解消を急がずに、「段階的に」時間をかけて行うというのは、あまりに個人の尊厳・個人の尊重を蔑ろにするものである。婚外子相続分違憲判決（最大決平成 25 年 9 月 4 日 6 7 卷 6 号 1 3 2 0 頁）でも、一般的な国民が抱く国民意識よりも、個人の尊厳の保障が優先する旨を述べている⁷³。

⁷¹ 産経ニュース記事（甲 A 5 8 2）。

⁷² 甲 A 3 8 6、甲 A 5 4 4、甲 A 5 4 6。

⁷³ 駒村意見書（甲 A 2 0 9）[21 頁] も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

なお、いわゆる同性婚導入反対の声が大きいように見えたフランスやドイツにおいても、導入後に反対勢力が大きな勢力となることもなく、社会のなかで国民を分断するような大論点になっていないことが報告されている⁷⁴。つまり段階的移行論は、決して、いわゆる同性婚の社会的受容のために有効な方法と言えないのである。

(5) まとめ

以上のとおり、段階的な移行には何ら合理的な根拠はないから、段階的移行を目的に、法律上同性のカップルに対して現行の法律婚制度と異なる制度を導入することは、憲法 24 条の解釈原理である、「個人の尊重」、「個人の尊厳」、憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」の観点から、到底、許されない。

第 5 同じ内容でもあえて別の名称の制度とすることも、法律上同性のカップルの尊厳を害し、許されない

- 1 また、法律上同性のカップルが家族となる制度について、現行の法律婚制度と同じ内容の別の名称の制度を設けることも、法律上同性のカップルを法律上異性のカップルと異なる異質な存在、劣る存在との誤った認識を正当なものと認めることと同義であり、そのような誤った認識を強化し、維持することにもつながるから、憲法 24 条の解釈原理である「個人の尊重」、「個人の尊厳」や憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」の観点から許されない。
- 2 法律上異性のカップルのみが利用できる現行の法律婚制度と法律上同性のカップルのみが利用する婚姻類似の別名称の制度が併存するこ

⁷⁴ 渡邊・意見書(甲 A 5 7 6 - 1)七 4 [12 頁から 13 頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

とになった場合、法律上同性のカップルは婚姻類似の別名称の制度の利用を強いられることになる。しかし、法律上同性のカップルは「婚姻とは異なった何か」としてしか公証されないこととなり、社会における法律上同性のカップルへの処遇も、現行の法律婚制度に基づく婚姻とは異なるものとして処遇されるおそれがある。

3 例えば、イギリスでは、上記第 2 の 2 (2)の表 1 のとおり、法律上同性のカップルを対象とする登録パートナーシップ制度である、シビルパートナーシップが 2004 年に導入され、翌年 12 月から施行された。シビルパートナーシップと既存の婚姻制度との間には、ほとんど違いがなく、あえて主要な違いを挙げれば婚姻の場合には「不貞」が関係の解消事由となるが、シビルパートナーシップの場合は関係解消事由とはならないことだとされる⁷⁵。

法律上同性のカップルにはシビルパートナーシップしか選択肢がなかった時期である 2009 年から 2010 年にかけて、イギリスのスコットランドの平等ネットワークが実施した調査(甲 A 391)では、シビルパートナーシップを結んでいる同性カップルの 58%が、婚姻しているカップルと同じ権利や尊敬を受けられていないと回答した⁷⁶。

具体的には、周囲から「本当の結婚ではない」と言われた、パートナーが共同口座を希望していることを銀行が理解しなかった、雇用主が書類上の敬称を「ミス」から「ミセス」に変更することを拒否した、病院がパートナーを近親者として認めなかった、病院を受診する

⁷⁵ 藤戸(甲 A 572) I 4(1)(ii)[30 頁から 31 頁]。

⁷⁶ 甲 A 391・33 頁から 34 頁、甲 A 392(甲 A 391 の訳文(抜粋))・33 頁から 34 頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

際のフォームに婚姻区分の記入欄はあったがパートナーの有無を記載する欄がなく「その他」の扱いになった、などの回答がなされた⁷⁷。

- 4 アメリカ・ニュージャージー州では、2007年2月から法律上同性のカップルのためのシビルユニオンが施行された。法律上同性のカップルにはシビルユニオンしか選択肢がなかった時期である2008年12月にシビルユニオン検討委員会が公表した最終報告書(甲A393)では、州法には婚姻配偶者とシビルユニオンパートナーは同等の待遇を受ける権利があると定められているにもかかわらず、雇用主が従業員のシビルユニオンパートナーに婚姻配偶者と同様の福利厚生を提供することを拒否した事例や、パートナーが入院した際に面会を許されず、病院の警備員によって排除された事例などが、公聴会における証言として紹介されている⁷⁸。
- 5 また、米州人権裁判所は、コスタリカに対する2017年の勧告的意見の中で、法律上同性のカップルの家族生活の尊重を受ける権利を保障するために国家に課せられた積極的義務は、既存の法制度を拡大することで最も簡潔かつ効果的に満たすことができ(同パラグラフ218)、法律上同性のカップルに別の制度を設けることは、差異やステイグマ化または見下しに繋がり、異性愛規範(heteronormativity)にもとづく固定観念による区別は差別であり、自由権規約2条1項に相

⁷⁷ 甲A391・36頁から37頁、甲A392・36頁から37頁、原告ら第17準備書面第10の3(1)[43頁から45頁]。

⁷⁸ 甲A393・11～15頁、甲A394・12頁から16頁)、原告ら第17準備書面第10の3(1)[43頁から45頁]。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

当する条項を有する米州人権条約違反にあたる（同パラグラフ 2 2 4）と述べた⁷⁹。

6 さらに、上記第 2 の 2 (3) ウのとおり、オーストリアでは、オーストリア憲法裁判所が、2017年12月4日の判決において、婚姻と登録パートナーシップ制度の違いがごくわずかであったにもかかわらず、たとえ法的構造が同じであっても、2つの法制度に分かれていることそれ自体が、同性への性的指向を有する者が異性への性的指向を有する者と同じではない、ということを表しており、法制度の名称が「婚姻」と「登録パートナーシップ」とに分かれていることから、同性への性的指向を有する者は、性的指向が重要ではない場面又は重要であってはならない場面においても自らの性的指向を明らかにせざるを得なくなり、差別を受けるおそれがあるとの理由から、異性間関係と同性間関係を2つの法制度によって区別することは、性的指向等の個人の属性を理由とする差別を禁止する平等原則に違反するとの判断を示した。

7 これらの事例や勧告意見からも明らかなように、現行の法律婚制度と同じ内容であったとしても、法律上同性のカップルに敢えて婚姻類似の制度をあてがうことは、結局のところ、法律上同性のカップルに「法的な家族になることは許容されても、異性カップルが利用可能な婚姻制度を利用することは許容されない存在である」とのスティグマを付与し、法律上同性のカップルやそのもとで養育される子らの「家族」全体に二級市民としての烙印を押すものであり、憲法 24 条の解

⁷⁹ 甲 A 4 5 0。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

積原理である、「個人の尊重」、「個人の尊厳」、憲法 14 条 1 項の「法の下の平等」に反し、許されない。

以 上